

第3回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 平成29年12月25日(月) 午前10時～12時

2 場 所 山梨県防災新館1階 やまなしプラザ オープンスクエア

3 出席者

(委員)

有田明美、木村定則、宿澤理恵、竹内正直、時田眞男、中込香代子、仁科加代子、
馬場正江、矢崎繁、柳田正明、山下政樹、渡邊秀昭
(五十音順)

(県側等)

福祉保健部長、福祉保健部次長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、政策
企画課、県民生活・男女参画課、消費生活安全課、私学・科学振興課、交通政策
課、人事課、市町村課、防災危機管理課、消防保安課、福祉保健総務課、
健康長寿推進課、子育て支援課、子どもの心のケア総合拠点整備室、医務課、健
康増進課、治山林道課、エネルギー政策課、商業振興金融課、産業人材育成課、
観光資源課、県土整備総務課、砂防課、住宅対策室、営繕課、教育庁総務課、学
校施設課、義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課、スポーツ健康
課、学術文化財課、警務課

(事務局) 障害福祉課

企画推進担当(5人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、
心の健康担当(1人)

4 傍聴者等の数 3人

5 会議次第

(1) 開会

(2) 福祉保健部長あいさつ

(3) 会長あいさつ

(4) 議事

「やまなし障害児・障害者プラン2018」の素案について

その他

(5) その他

(6) 閉会

6 会議に付した議題

- (1) 「やまなし障害児・障害者プラン 2018」の素案について
- (2) その他

7 議事の概要

- (1) 議題「「やまなし障害児・障害者プラン2018」の素案について」

議題について、資料1により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局から素案の説明がありました。この件について、御質問、御意見がありましたら承ります。御質問にあたっては、最初にお名前をお願いします。最初に御質問をお受けしたいと思います。

(委員)

ただいまの説明を受けまして、この概要についての質問でよろしいのでしょうか。いくつか伺いたいことがあります。

(議長)

どうぞ。

(委員)

資料1の1ページです。山梨県障害者計画の中で、言葉に気になるところがあります。柱の1「誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる」という、この「潤い」という言葉です。私のイメージとしては、例えば、「お肌の潤い」というイメージと繋がってしまうのです。「潤いのあるまちづくり」とは、何かもう少し、分かりやすい言葉に変えられないかと思うのですが、まずは、1つ目の質問としてお願いします。

(議長)

他にも御質問があれば、一緒に言ってください。

(委員)

他にもありますが、まずは、この「潤い」について、お答えをお願いします。

(議長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。「潤い」という言葉について、抽象的な言い回しになっ

ており、捉え方が様々だということもございますが、共生社会を実現するために重要なことだと考えておりますのは、共に創るという部分でございます。お互いがお互いのことを思いやる社会を創るということを、私どもは、単に障害福祉サービスを提供するという乾いた関係ではなく、意識レベルでお互いのことを思いやる社会づくりを進めたいということで、「潤い」という言葉を、あえて使わせて頂いた次第であります。

もちろん、幅がある言葉でございますので、お読みになる方によって、捉え方が異なるかと思えます。より明確で伝わりやすい言葉があれば、それは応えて参りたいと思えますので、御提案を頂けたらとも思っております。以上です。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

御説明ありがとうございました。別の質問です。

1 ページの障害のある人の身体障害者手帳交付者数のところ。視覚、肢体不自由、聴覚障害、内部障害など、それぞれ、詳しく、人数を出して頂ければ、と思いました。その方がより分かりやすいと思ったことが1点目です。

2つ目は、2 ページの5番「安全・安心の確保」のところ。「防犯対策の推進」で、「ファックス 110 番」「メール 110 番」というものがあります。今、ICT技術が進む中で、ファックスやメールだけではなく、災害に関するアプリがあると思えます。例えば、都内の方では、警察庁において、聞こえない人が、そのアプリのボタン1つで通報ができるシステムのようなものがあるようです。そういったことを含めて頂くのはいかがでしょうか。現状と含めて伺えないかと思いました。

3つ目が、3 ページ、上段の「文化芸術活動・スポーツを含む社会参加への支援」の「b 意思疎通支援の充実」の聴覚に関するところ。その取組について、「手話が使いやすい環境整備、手話の理解促進・普及活動を推進」ということが書いてあります。ありがたいと思いました。具体的には、どのような取組をするのか、どういったことを考えていらっしゃるのか伺いたいと思いました。

以上3点について、よろしく願います。

(議長)

事務局、願います。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。1点目の身体障害者手帳交付者数で、視覚障害、聴覚障害等について、具体的な数字をというお話でございました。御覧頂いています概要版は、非常に限られた紙面の中で作られていることございまして、御指摘のとおり、この中から読み取ることはできないのですが、皆さんにお配りしました素案の本体であります、資料2の26ページをお開き頂ければと思えます。26ページの真ん中の表で

ざいますが、表(1)の3に、平成19年と平成29年の3月31日現在における障害種類別の身体障害者手帳交付者数のデータを比較したものが載っています。こちらでお示しをさせて頂いておるといふことで、御了解を頂ければと思っております。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(議長)

2点目、3点目の質問について、事務局お願いします。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。2点目の防犯の関係です。ファックスだけではなく、アプリケーションなどを活用するという御意見を頂きました。既にスマートフォンを御活用頂いている方は、聴覚障害だけではなく、視覚障害を含めた中で、色々な障害に対応したアプリケーションが世に出ていることは皆様、ユーザーサイドとして御存知のことと思います。こちらの連動をどうしていくのかについて、まだ、都道府県レベルでの取組が進んでいるか、表には出ていない状況でございます。ただ、こうしたアプリケーションは、山梨県内だけで使えればよいということではなく、当然、県外に外出されることもあるかと思っておりますので、どこでも使えるべきだと思っております。また、この計画期間中に手段・手法については検討を重ねて参りたいと思っております。

3点目の手話が使いやすい、理解をして頂ける世の中をどうしていくのかということでございます。手話に対する県民の理解、啓発を進めていくためには、あらゆる場を通じて、手話に触れて頂くきっかけ作りが大切であると思っております。これは、官の取組のみではなく、民の取組もあろうかと思っております。具体例で申し上げますと、9月にこの会場(防災新館)で行われました、障害者芸術文化祭というものがございまして、聴覚障害者協会様のお力をお借りして、手話の普及のコーナーを設けたりしております。また、この会場で運営を行っております、生涯学習推進センターでも、身延山高校をお招きして手話の普及に関するイベントが行われるという話も聞いております。こういった官民を含めて進んでいくことを、私どもも、期待をしているところでございます。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

御回答ありがとうございます。内容は理解させて頂きました。

(議長)

他にございますか。

(委員)

この間の障害者主張大会に参加させて頂いて、非常に感動しました。今回の素案は頂いたばかりで読み切っていないし、理解もまだまだなのですが、各障害者の主張に十分応える本当に真剣な、これに向き合う基本的な計画案ではないかと、私は受けとめました。ただ、私も、これから、この計画について、精神障害の家族会の皆さんとも相談して、具体的にどのようにしたらいいのか、特に精神の場合は、家族会が十分機能できていないし、家族、当事者のいろいろな思いを束ねる力を私達がまだ持っていないのです。そこには、やはり、事務所を持っていないというところ、また事務室がない、机がない、いろいろな面で家族支援という形でお願いしたいのです。

また、事務局に少しお願いしたことがあるのですが、そういった家族のデータも持っておりませんので、障害者の置かれている状況のデータについて、これには時間も労力もかかるので事務局が大変だと思うのですが、もっともっと、私達はデータが欲しいのです。精神障害者の雇用計画においても新しい制度として動き出す訳で、住吉病院が窓口になるような報道も知りましたが、精神障害の各県庁や、各市町村や、あるいは学校関係、教育者の皆さんの精神的な面で困難を抱えている職員が大勢いるということを目にしています。そういった数字を出して頂ければありがたいし、そういう点でのお願いです。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。精神障害だけではなく、身体障害も知的障害も、家族会の活動は非常に重要だと思っております。そのような中で、昨今、お聞きするのは、家族会の高齢化と組織率の低下が非常にあるということですので、それに対する支援をなんとかできないか、という声を聞いているところでございます。家族会等、あるいは支援者の会に対して、どのような支援ができるか、ということは、引き続き検討させていただきますけれども、先程、おっしゃったデータの提供について、より良い障害福祉サービスへのアクセス、情報的なアクセスが、家族会等を通じて得られるというメリットを、しっかりとアピールして頂いて、家族会の組織率の向上に役立てて頂きたいと思っております。そのためには、何よりも、委員がおっしゃったデータについて、常に新しいデータや情報を家族会、支援の会等を通じて提供していくという体制を確保しなければならないと思っております。これについては、まだまだ行政として行っていかなければならない部分が多かろうと思っておりますので、連携を密にして行って参りたいと思っております。以上です。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

もう1つ大事なことを発言させていただきます。今回、新プランの素案が示されて、自立支援協議会の報告というのは、この会議には出されていないと思うので、それをお出し頂きたいことと、3月に新プランの最終案ということですので、家族会としても、この部分にどのような意見を出したらよいか、また、ここでのいろいろな委員同士の意見交換は、時間的に制約があるのですが、この3月までの間に、私達家族会として、文書でお願いを出すとか、いろいろな方法があるかと思うのですが、その辺りについて、このようにして行ってもいい、ということがあればお聞かせ頂きたい。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。1点目の自立支援協議会における検討というものは、この会に報告されないのかということですが、自立支援協議会は、障害者自立支援法、現在、総合支援法に切り替わりましたが、この法律に基づいて、地域における障害福祉の課題を御検討頂き、協議して頂けるところでございます。毎年、第1回の施策推進協議会に、前年度の検討経過、あるいは、とりまとめを報告して頂いておりますので、来年度も、そのような形でやらせて頂きたいと思っておりますが、計画策定に関しては、同時並行的に、自立支援協議会でも、今年度中に、あと2回の会合がございますので、その中で御検討頂き、紡ぎ出されたものを計画の中、既に素案という形の段階まで来ていますので、必要に応じて修正するという形になりますけれども、反映させて頂きたいと思っております。

また、家族会として、今後、意見を言う機会があるかという御質問を頂きました。夏期に、家族会を含む35の障害者団体から御意見を頂きましたが、その時に、十分に言い尽くせない部分もあったのではないかと考えております。本日、御意見を頂戴し、時間に限りがございますので、また、年が明けて3月末に策定という形で考えておりますが、御意見を頂ければ、一つ一つ丁寧に検討させて頂き、どのような形で反映させて頂けるか検討して参りたいと思っております。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他に、ございますか。

(委員)

2点ほどお伺いしたいと思います。まずは、大変な作業ご苦労様でした。

1点目ですが、新しいプランの中で児童発達支援センターを各市町村にという項目がございますけれど、今、福祉プラザにあるこころの発達総合支援センターでは、利用見込みが多くなり、対応が仕切れないという話は聞いているのですが、それとの関わりや連携があるのか、もし、具体的に考えていらっしゃるものがあればお伺いしたい。構成する人員、配置する人を、どのように考えているのかを具体的にお伺いしたい。

2点目としまして、新しいプランの中で、農福連携ということが書かれていますけれど、これも、もう少し具体的にアイデア等お聞かせ頂ければありがたいと思います。作業所の仕事がとても少なくなってきた中で、農業に障害のある方の働く場を開発しようという基本的な考えだと思うのですが、例えば、総務省の「地域おこし協力隊」などの制度を活用した取組がございます。山梨のそういう方たちの多くは、農業に関わっていらっしゃる方も多いと聞いております。そうした方たちとうまく繋がりを持って、農業と福祉と一緒に活動ができないのかと、日頃、私も感じていますが、その辺りをもう少し教えて頂ければと思います。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

まず、1点目の児童発達支援センターの御質問について、子どもの心のケア総合拠点整備室から、今の状況をお答えします。

子どもの心のケアの総合拠点整備ということで、福祉プラザにございますこころの発達総合支援センターと児童相談所が手狭になっていることや、待機期間の長期化など、諸々の問題も含め、移転整備をしまして機能強化を図るということを考えております。今の計画でいきますと、平成31年度中に、こころの発達総合支援センター、中央児童相談所を甲府市住吉に移転し、ドクターやスタッフを確保していく中で、きめ細かなサービスを提供していくこととしています。その他に、市町村との連携や、地域小児科医との連携などといったところも含めまして、子どもの心のケアに関して相談から治療まで、ニーズに応じた迅速で一貫した手厚い支援を提供していきたいと考えております。以上です。

(議長)

農福連携の関係はいかがですか。

(事務局)

障害福祉課から、農福連携についてお答えさせていただきます。資料2の83ページ、農福連携など新たな就業の場の創出ということでございます。農福連携については、最近、言葉が少しずつ出てきたかと思えます。障害のある方が働く仕組が2つございまして、

1つは、一般企業への就労、もう1つは、福祉施設等における働く場の拡大ということでございます。これまで、いろいろなチャレンジをしてきたわけですが、やはり就業を進めていくには、新たな領域へチャレンジしていくことが必要になるということでございます。今、委員から御指摘のとおり、農福連携には非常に可能性がございまして、福祉の事業所で、例えば、生産物の販売をしたいが、リハビリ的な効果を求めて農業活動を行うということがございます。私ども、拝見していきますと、非常にもったいないことで、これは、可能性や非常にポテンシャルが高いものがございまして、そういった活動を充実させて、農業従事者の不足という課題に入っていくというものでございます。

また、私ども、やっていて分かったことがございます。農業でいけば働く人が欲しい、福祉としては、働く場や工賃・収入が欲しいということでございまして、双方の利害関係が一致をするものなのです。ただ、それぞれの分野において戸惑いがございました。農業側は福祉を知らない、福祉側は農業がよく分からないということでございます。ここを繋ぐことによりまして、お互いウインウインの関係を作っていこうということでございます。

素案の83ページに「農業分野における就労支援を推進します」と書かせて頂いている中には、先程、委員の方から御指摘がございました、やはり人が介在するということが極めて重要でございまして、総務省でも行っておられますが、官邸で1億総活躍プランというものがございます。農業と福祉の連携を進めていくとお互いにとって、よりよい効果をもたらしていくために、私たちは何ができるかを考えているところでございます。ただ、こちらの方を本県において進めて行く上で、いろいろな課題があるかと思っております。是非、こういった部分につきまして、御意見を頂きまして、より良い成果になりますことを期待しておるところでございます。以上です。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他に御質問等、よろしいですか。

(委員)

細かいことですが、3点ほどお聞きしたいことがあります。1つ目は新プランの概要の中に、地域のボランティアとあって、「ホームサーバー」という言葉があります。具体的には、何を意味しているかということです。

2つ目は、県のホームページにテキストファイルを掲載とあります。これは、例えば、PDFファイルの代わりにテキストファイルを載せるのか、それとも、画像とか写真を入れる際にテキストを入れるのか、ということです。

3つ目は、選挙の時に、点字の候補者名簿を置くと言っているのですが、残念ながら途中で視覚障害者になる人が結構、増えてきまして、点字を読めるという方が1割程度しかいないのです。そういう中で、選挙に行った時に、候補者一覧表を点字で出されてもどうかと思います。ましてや、同行援護の中に、代筆、朗読、代読ということがあるのですが、選挙では、シビアな問題なのでいいのかと思うところがあります。この辺りのところを教えてくださいたいと思います。

(議長)

お答え願います。

(事務局)

障害福祉課から、1つ目のホームサーバーと、2つ目のテキストファイルについてお答えさせていただきます。

1つ目のホームサーバーですが、説明が十分でなかったかと思いますが、心身に障害のある児童のところに学生や意欲ある方にボランティアとして御参加頂き、例えば、身の回りの世話や、遊び相手になったりするボランティア活動でございます。資料2の43ページを御覧頂ければと思います。こちらに解説をつけておりますが、これは、山梨県肢体不自由児協会が、昭和30年代から続けている事業でして、ボランティア参画の中でも極めて歴史の深いものです。遅ればせながらですが、今回、児童を対象とするということで、こういった活動指標を取り上げさせていただきました。現在、例えば、山梨学院大学や山梨大学、健康科学大学、県立大学、様々な学生さんに御参画を頂いています。中には、卒業されてからも活動を継続されている方もいるということで、私どもとしては、ありがたい活動だと思っておりますし、副次的な効果として、県外からお越しになられた方で、ホームサーバーになられて、県内に住居を定められたという方も、ごく僅かですが、いらっしゃいます。そのような活動でございます。

2点目のテキストファイルについてですが、委員、御指摘のとおりでございますが、例えば、国のホームページの審議会のページを御覧頂きますと、PDFファイルとともに、テキストファイルが並記されている例がほとんどでございます。これは、私ども、声高にいろいろな部署をお願いをしているところでございますが、本日は、ホームページを管理している広聴広報課が欠席をしておりますので、新たに要請をして参りたいと思っております。以上です。

(議長)

3つ目の選挙関係の質問についてお答えをお願いします。

(事務局)

市町村課からお答えします。点字による候補者名簿等につきましては、今回の衆議院選挙が10月に執行された際には、県内に全部で532の投票所がございましたが、その各投票所に設置をさせて頂いております。先程、代理投票的なお話がございましたが、

代理投票につきましては、公職選挙法の中に規定されているわけですが、選挙人が、心身の故障やその他の事由によりまして、投票用紙に氏名等を記入できない場合には、各投票所に投票管理者がいますので、申し出て、代理投票をするという制度もございますので、そのような際には、遠慮なく申し出て頂いて、御投票頂ければと思います。以上です。

(議長)

委員、いかがですか。

(委員)

ありがとうございました。1つ、先程のホームページの関係ですけれど、テキストファイル、イコール、例えばワードやエクセル、当然メモ帳も入りますが、そういったものもいいのですが、今回の資料として頂いた電子ファイルの中に、テキストボックスで書かれたワードのファイルがありました。視覚障害者が通常使っている音声読み上げソフトでは、普通ワードの文書やエクセル、メモ帳は問題ありませんが、テキストボックスの中身は読めません。テキストボックスを使ったワードでは、ワードで開いても何も言わないのです。それを考慮して、今後考えて頂きたいと思います。以上です。ありがとうございました。

(議長)

ただいま、要望がありました。お答え願います。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。御指摘のとおりでございます。今後につきましては、また、周知を図って参りたいと思います。

(議長)

他にございませんか。

(委員)

分かりやすい資料を御提供頂きまして、ありがとうございます。

資料1の3ページです。私は小児自立相談員をしておりますので、子どもたちのことが非常に気になって見させて頂きました。前の委員と重なる部分があるかもしれませんが、左側の下にあります「障害児支援の提供体制の整備」というところで3つの項目が掲げてあります。先程、平成31年に、心のケアの拠点を移転し、業務を拡大するという御回答を頂きました。そこは理解をしました。その関係で素案に記載されている3点について、もう少し具体的な山梨県の方向性をお示し頂ければと思います。

例えば、平成29年度、小児対策推進協議会というものが、山梨県には立ち上がっていると思います。研修会等が行われて、県内の積極的にやっつけらっしゃるところの先

生方をお呼びして情報を得ている状況だと思っておりますが、例えば、こういうものとのコラボをどうするのか、具体的に圏域や市町村などで、まず集まる場所をつくるということで、その後、子どもが成長するまでに、どのようなサービスを、どのように進めていくのかなど、マンパワーやハードの面もあると思っておりますが、山梨県の方向性をどのように考えているか、お示し頂ければと思います。よろしく申し上げます。

(議長)

お答え願います。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。まず、「児童発達支援センター等を各市町村または各圏域に1カ所整備」また、3点目の「医療的ケア児支援のための協議の場を県、各圏域及び各市町村に設置」、これらは、いずれも協議の場を圏域ないし市町村ごとに設置するという内容のものでございまして、それぞれ、これは支援を求める方のニーズをどの程度、事細かに把握しつつ、地域の持っているリソース、これは、人の場合もありますし、財源の場合もありますし、あるいは、施設ということもございまして、どうやって、そのニーズに対応していくかということに関係者で協議をする場を、まず設けるということでございます。先程、他の委員の御質問にお答えさせて頂きました、既存の組織の中で、自立支援協議会がございまして、これは、県の自立支援協議会もございまして、各地域の自立支援協議会が市町村あるいは地域で計12カ所にございまして、そのような組織を活用する方策もあろうかと思っておりますが、いずれも、障害当事者の声をどの程度丁寧に拾っていくかということが、非常に重要だと思っておりますので、そのことも念頭に置きながら、今後、市町村と協議の場の持ち方について、議論を進めて参りたいと思っております。ただ、現時点では、これ以上のことについては、まとまったものはございません。また、重症心身障害児の児童発達支援センターを各市町村または各圏域に確保、これにつきましては、障害福祉サービス事業所を各市町村、各圏域に確保するというところでございまして、これは意欲ある事業者を活用して、情報提供あるいは、財政的な支援を、いかに統一的にやっていくのかということに尽きると考えております。これは様々なサービス、先程、冒頭で説明させて頂いた就労定着支援や、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援など、これらは全て来年4月から施行される総合支援法で、新たに規定されたサービスでございまして、現在、国において、そのサービスの内容や基準についても議論が盛んになされているところでございまして、こういったことを踏まえて、県としてできることは、こういったサービスの内容や基準についての情報をできるだけ迅速に、きめ細かに提供させて頂くことではないかと考えております。

(議長)

ありがとうございました。委員、いかがですか。

(委員)

お答え頂いたように、自立支援協議会は県にも市町村にもあって、私は重心部会のメンバーに入らせて頂いておりますが、そういうところが、移行していくと言いますか、各圏域に1ヵ所整備し、集まる場所、協議する場所が出来ていくのかとイメージしているのですが、それで良いでしょうか。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。自立支援協議会が活用される場合もあろうかと思えます。ただ、ここで意図しているのは、各市町村、各圏域に整備するものとは、施策の方向性を議論する場ではなくて、具体的にどのようなサービスを、どういった方に提供していくかということの調整をする場だと考えておりますので、非常に具体的な内容について検討する場になるのではないかと考えておりますので、既存の組織がそのまま、活用できる場合と、そうでない場合がございます。これは市町村の御意見、考えによるところが多かろうと思っております。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

(委員)

全体的に良く出来ているという印象を持ちましたが、1点質問があります。今年、指定管理者選定委員というものをさせて頂いたのですが、その経験で民間の社会福祉法人の力がかなり付いてきており、優れた状態になってきているという印象を持っております。公立のところが悪いという訳ではないのですが、なかなか公立ですと公務員採用で人材が難しいのかと少し感じております。民間の専門をフォローアップする県の地域生活支援事業など、今後、民間の優れているところを活用するような方向性について、恐らく、これは、柱の1の2に関わってくるのではないかとと思うのですが、この計画で、どのようになっているのか。公立から民間にするというのは、当然、当事者の御意向などを踏まえ、緩やかに考えるべきなのですが、公立の施設は、国の定める報酬単価でも減額の対象となっている状況もあります。それから障害者基本法、障害者総合支援法の中で、県の責務というのは明確に規定されている。こうしたところを十分、踏まえながら民間の活用を進めるという視点は、この計画でどうなっているのかというところを伺いたい。バックグラウンドは、人材確保です。ますます厳しくなる人材確保の問題に具体的に絡む問題かと思ひまして質問させて頂きます。よろしく願いいたします。

(議長)

事務局、お答え願います。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。障害者自立支援法の施行から10年、それから総合支援法に切り替わりまして、平成25年に施行され3年が経過し、来春から改正法が施行されます。この間、委員がおっしゃるように、民間事業者による障害福祉サービスの提供というものが、非常に制度に沿った形で、的確に行われるようになってきたと考えております。このような法改正でありますとか、制度の見直し等を受けまして、次期障害者プランの計画期間中に、さらに障害者の皆さんの地域移行、生きがいを持って地域で暮らして頂くための地域移行を進めることとしておりまして、それに伴いまして、その受け皿となるグループホームの整備、障害福祉サービスの確保を進めさせて頂くこととしておりますが、相談支援事業の強化を始めとするトータルなサポートが、重要であると考えております。このため、民間事業者の持っているノウハウや経験、こういったものを、今後さらに活用していくことが欠かせないものと考えております。こういったノウハウや経験につきましては、先程、委員がおっしゃった行政のすべきことと、民間が長けている部分、これをしっかりと役割分担を立てながら考えていく必要があると思っておりますので、例えば、県立施設の管理運営のあり方につきましても、引き続き、検討して参りたいと考えておりまして、こうしたことをプランの中にしっかりと位置付けて参りたいと考えております。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

(委員)

県の皆さんもよく考えてくださってありがとうございます。

山梨県には、精神障害で入院されている方で、1年以上入院されている方が400人ほどいます。しかし、保証人が必要となるため、住まいがなかなか見つからず、住むことが困難であるため、病気が良くなっても、結局、入院生活を送っている方がいます。グループホームの話も出たのですが、グループホームをもっと造って頂ければありがたいです。そして、自動車を持っている方が少ないので、バス路線に近い場所に造って頂くのが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。委員がおっしゃたように、グループホームにつきましては、県の施設整備補助金による補助や、開設の相談等により整備を促進しております。障害者の入所施設につきましては、なかなか交通の不便なところに多いのですが、障害者の方が地域で住めるように、グループホームの整備を促進して参りたいと考えております。以上です。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

ありがとうございます。

(議長)

それでは、他にございますか。お願いします。

(委員)

56ページにある「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、それから、57ページの98番の「措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援」、この2点、本当にありがとうございます。

この圏域で協議の場を設置したとして、今のイメージとして、どのようなことが期待できるのか、新たに、32もの施策を盛り込んで頂いて、本当にありがたいと思うのですが、もう少し、どのように理解したらいいのかを教えて頂ければありがたいです。

(議長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムというのが、どのような形でというのは、協議会を設置して、その人の障害の種別でありますとか、現在の状態に合わせた形で、オーダーメイド型の支援ができるようなものを目指しているということでございまして、そこについては、各市町村あるいは圏域で設置して頂く協議会で、しっかりとニーズを吸い上げて頂きたいと考えております。

また、98番の措置入院者の退院後の支援の仕組、これにつきましては、精神保健福祉法の改正法案が、一旦、先の国会で廃案になってしまいました。再度、上程する見通しとはお聞きしておりますが、この中には、措置入院患者を入院しているうちから、丁

寧にフォローしていく仕組が盛り込まれておりまして、特に退院されてから、どのように支援していくかを代表者会議という全体の会議と、個別ケース会議という個別にそれぞれの方のニーズに応じた支援を行っていくための会議と2通りの会議が設けられる、そのような法案内容になっています。

現在、本県の中では、介護支援は保健所がニーズに応じて的確にやっておるのですが、これが、制度上、しっかりと位置付けられるようになれば、さらに、その部分での対応がきめ細かく、あるいは、切れ目なく行っていけるようになると理解しておりますので、また、法案の状況を見ながら、具体的な対応について検討していきたいと思っております。なかなか具体的に申し上げられなくて申し訳ないのですが、以上です。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

ありがとうございました。

(議長)

それでは、時間もだいぶ経過をしておりますので、お手の拳がったお二人の委員だけにさせて頂きたいと思えます。

(委員)

資料1の3ページ、左側の第5期山梨県障害福祉計画及び第1期山梨県障害児福祉計画の中の「(5)障害児支援の提供体制の整備」について、先程、他の委員からお話がありましたけれども、各市町村または、各圏域に1ヵ所整備というふうにあります。障害保健福祉圏域はだいぶ広い範囲があります。できましたら各市町村に1ヵ所ということができるように努力をして頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

(議長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。障害児支援につきましては、現在は通所事業所がメインになっておりますが、平成30年4月からの新サービスとしまして、訪問型児童発達支援が始まります。重度のお子さん対象になりますが、就学児のみならず、未就学児も含む18歳未満の方のお宅に訪問できるものです。その他、保育園や幼稚園への訪問支援を行う保育所等訪問支援もございします。こういったサービスを総合的に活用することを考えております。ただ、小規模の町村において、こういった通所支援事業所を1ヵ所ずつ整備することは、なかなか難しい面もございします。そのような場合は、障害保健福祉圏域での設置とさせて頂いて、訪問型のサービスも活用することで対応をして

いくことを、市町村と相談をしながら考えて参ります。

(議長)

よろしいですか。

(委員)

ありがとうございます。障害児の家庭の方たちは、大変、御負担が多いと思いますので、できるだけ、きめ細かいサービスをしてあげられたら良いと思います。よろしくお願い致します。

(議長)

それでは、他にはいかがですか。

(委員)

4つほどあります。まず、1つ目が、資料2の88ページの数値目標についてですが、今回、新しく数値目標が出されています。それが、253項目という説明がありました。大変、ありがたいと思っています。この数値目標は、どのような基準で決められたか伺いたい。

2点目は、同じく88ページの中の、これらの項目を見ますと、253項目全ては載せていないので省いて載せているのでしょうか。本来であれば、253項目全てが載せられるということだと思えますが、今、達成率はどれくらいなのか、達成できなかった課題はどのようなものがあるのか伺いたいです。

3点目は、先程、他の委員がおっしゃった選挙に関する事です。選挙におけるバリアフリーに関して、資料2の49ページになります。ここに「選挙などにおける配慮の推進」と書かれています。途中で、視覚障害になられた方への選挙のお話もありました。聞こえない私たちも、選挙に行くのですが、私たちにとっては、投票所にいる管理委員の方たちとのコミュニケーション、または、聴覚と視覚を合わせた盲ろう者という方も選挙に行きます。盲ろう者は、通訳介助者と選挙に行くのですが、どのような配慮をされていくのか、詳しく記載して頂けたらと思っています。聴覚障害者の場合には、手話ができる職員がいるのが一番良いのですが、投票所において、コミュニケーションボードを用意するなど、そのような配慮も必要だと思います。

最後、4点目です。この「やまなし障害児・障害者プラン2018」は本当に、皆さんにいろいろなことを考えて頂いて、また、本日、県職員の方、後ろの方は顔が拝見できない方もいらっしゃるのですが、できれば皆さんの顔を見ながら、話ができればと思いました。さらに言わせて頂ければ、先程の項目の1つ1つについて、詳しくお話ができるような場があれば一番ありがたいと思いました。事前に資料を頂いてはいますが、やはり、直接、職員の方とお話できれば、お互いの意見も出しやすいかとも思いました。以上、4点について、よろしくお願い致します。

(議長)

事務局、お答え願います。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。まず、資料2の88ページ以降にある数値目標に関して2点ほど御質問を頂きました。この数値目標の基準の決め方について、今回、数値目標は、前回のプランですと37項目であったのですが、これを60項目まで増やさせて頂きました。60項目に増やした所以は、全253項目の主な取組1つ1つに、1つずつ数値目標を設定したというわけではございません。資料1の4ページ目になりますけれど、施策体系図という新旧対照表でお示した資料を御覧下さい。この4ページの施策体系図の中で具体的施策というものが39項目あります。今の計画で見直すべき内容として、この具体的施策に対して、数値目標がない施策があったということでございまして、こういった漏れを防ぎたいということで、今回、この39の具体的施策において、少なくとも1つ以上の数値目標を作らせて頂き、複数あるものもございまして、全部で60の指標になったということでございます。こういったことで何をしたいかということ、計画を通じて、「プランを貫く基本的視点」の中で申し上げたPDCAサイクルに則って、当協議会において、進行管理をして頂くために、それぞれの施策の進捗状況を検証評価して頂く手立てとして、この数値目標を役立てて頂きたいという思いからです。

2つ目の御質問の数値目標の基準の決め方でございますが、これは現状の実績を基に、あるものについては国が指標を示してきているものもございまして。また、県の施策の方向性の中で、たやすく達成できる目標では目標となりませんので、頑張れば達成できる、これは科学的に導き出せない部分もございまして、3年間の計画の期間中に達成できるところまでを目標とさせて頂いているところです。具体的な目標の立て方については、個々、関係課と相談しながら立てさせて頂いたところでございます。

また、最後におっしゃった、本日、33の所属の職員が参っておるわけですが、どのような質問にも答えられるように準備をさせて頂きましたが、時間に限りがございます。ただ、障害者プランというのは、それだけ裾野が広い計画だということと言えようかと思います。各課室の担当課の名前が資料の中に入っておりますので、明日以降、御質問等頂ければ、それぞれの課で御対応させて頂きたいと思っておりますので、御利用頂ければと思います。

次に選挙における支援について市町村課からお答えします。障害のある方や高齢者など、様々な状況の方がいらっしゃると思うのですが、広い観点でバリアフリーの向上ということで、有権者の方にできるだけ多く投票所に足を運んで頂いて、有効な投票をして頂くということで、国を始め、県や市町村も連携をしながら様々な取組を行っております。具体的なバリアフリーにつきましても、各市町村で実施するわけでございますが、投票所に簡易スロープを設置したり、人的な介助ということで、様々な取組を行う中で投票環境の向上ということに努めて参りますので、様々な要望等があると思っておりますけれども、順次、対応できることについては、前向きに検討していきたいと考えております。

回答漏れが1点ございました。障害福祉課からお答えいたします。現行の計画の数値

目標の達成状況についてお尋ね頂いたと思いますが、この現行計画の達成状況につきましては、前回、第2回協議会で報告をさせて頂いたところでございますので、その際の資料を御覧になって頂けたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

御回答ありがとうございました。内容は理解しました。第2回目の協議会もありましたが、この会議を進める中で、いろいろな団体の意見を聞きながら進めて頂ければ、と改めてお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

(議長)

以上で、第1議題に関する質疑を終わりたいと思います。

(委員)

今までは質問事項のみだと思っておりましたので、意見をよろしいですか。

(議長)

御意見も頂戴しております。御意見があれば、どうぞ。

(委員)

1点だけお願いします。今回のこのプランは、障害者やその家族に寄り添って頂いているプランではないかなと思っております。特に私は、資料2の8ページのプランを貫く基本的視点で障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保と言っています。これが最上段に掲げられたということ、それから、先程、事務局がおっしゃいましたPDCAサイクル、11ページの最後のところに、PDCAサイクルを通じ、施策について不断の見直しを行っていきます、という点も、県が謙虚にこのプランに対して責任を持つ提案がされていると思います。

精神障害については、今、訴訟になっている事件が2つもあります。1つは千葉県で起こりました入院中の精神障害者に暴力行為、リンチを働いて、NHKが映像を配信していますので、これは世界中に発信されてしまうのではないかと心配しているのですが、明らかに殺害行為です。それから、身体拘束がどんどん増えている、そういう中で、裁判になった青年のこともあります。

呉秀三氏が100年前に精神障害者の状況を発表した後、何がそれだけ進んでいるのか、特に基本的な理念の問題ですが、依然として、国の施策は監視社会を作る、警察管理の下での精神障害者の扱いだと私は思っていますし、大勢、精神障害者が発言しています。そういう中で、私たちは障害者に寄り添って支援を進めていくことが大切ではないかと思ひます。また、県内の精神障害者はどんどん増えています。私たち家族会がなんとか

声を出していかなければ、素晴らしい施策ができて、これを地域が受け入れて家族会と当事者が本当に地域に発信して協力を呼びかけないと単なる形だけのものになってしまうと思うのです。ぜひ、私たち家族会も頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

(議長)

御意見を頂戴いたしました。他にございませんか。

(委員)

意見を1つお願いします。今の委員の切実な思いを含めまして、やはり、私も教育や福祉に関わってきた者として感じますけれども、いくら今、グルメブームで美味しい料理があって、素敵なお皿や環境があっても、それを盛り付ける人がいなければ、人の口に入ることはできません。それは、人を育てることも同様です。先程の発達支援センターの問題もそうですし、教育もそうですが、福祉も「人」です。本当に心ある、こういう人たちのために自分は働きたいという人を育てる、そのための施策に、もう少し税金を使って頂きたいということ、日頃感じています。人が育たなければ、いくら素敵な物を作っても、障害のある人などに届かないわけで、それを担う人を是非、しっかり育てて頂きたい、自分もできることはやらせて頂こうと思いますが、人を育てるということに、もう少しお金を使ってもいいのではないかと考えています。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、改めてお伺いをさせていただきます。第1議題の「やまなし障害児・障害者プラン2018」の素案について、これを原案のとおり承認することで御異議ございませんか。

(委員)

すみません、途中で遮ってしまい申し訳ありません。まだ意見がございます。この内容につきまして、この素案を承認する、決めるということなのでしょうか。来年の3月に、この案を決定するということなのでしょうか。私の受け止め方が違っていただけでしょうか。

(議長)

本日、皆さんに御論議を頂いて、それを最終案に反映させるということと、今後、パブリックコメントを行い、県民の皆様の意見を勘案しながら、最終案をまとめると、こういうことです。

(委員)

では、この案を採択するということについては、本日出ました、いろいろな意見や質問、そういうものを含めて、ということによろしいでしょうか。

(議長)

そういうことです。よろしいでしょうか。

(委員)

はい、分かりました。中断をさせてしまい、すみません。ありがとうございました。

(議長)

それでは、第1議題について、承認されるということによろしいですか。

(委員)

- 承認 -

(議長)

ありがとうございました。

それでは、次の議題「(2) その他」に移りたいと思います。

(2) 議題「その他」について

次のとおり意見交換を行った。

(議長)

この件について、何か特別に御提案がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

(委員)

山梨県視覚障害者福祉協会の会長から聞かれまして、視覚障害者の駅ホームからの転落事故について、行政でどのような回答を出すのか、前回の当協議会で聞いたかったのですが、欠席をしたのですみません。

その後、先日の18日にも阪神電鉄でホームから転落して死亡事故が起きました。詳細はまだわからないのですが、新聞の中で見ますと、いったんはホームの下に避難したようなのですが、傘を取るために、また体を乗り出したため、接触事故となったようです。このところ、2年間で地下鉄から始まって、5人が被害に遭われています。どういう状況か、細かく私の所にも情報が入ってきてはいるのですが、県内のJRのホームで、おそらく、一番利用者が多い甲府駅は、内方線付き点字ブロックを年内に施工するというので、これで大月と上野原と甲府駅といった、おそらく1万人以上の利用がある駅はクリアすると思うのです。ただ、1万人以上という枠ではなく、利用客の少ない駅にも、最低限、内方線付き点字ブロックは付けて頂きたいと、これは、あくまでもJRだけではなくて、地元行政も動いてもらわないと実現しないことだと思います。前回の当協議会でこの話が出たでしょうか。行政の考え方を聞きたいと思います。以上です。

(議長)

事務局、お答え願います。

(事務局)

交通政策課からお答えします。御要望のありました甲府駅は、内方線付き点字ブロックの設置について、JR東日本八王子支社に要望いたしまして、今年度中に整備を完成する予定であります。また、他の駅についても、順次、JR東日本等と協議をしながら進めていくということになっておりますので、また今後、状況に応じて、御報告をさせて頂ければと思っております。以上です。

(委員)

是非、よろしく願います。ありがとうございます。

(議長)

他にございますか。

(委員)

2点あります。他の委員もこの委員のメンバーが意見交換をする場が欲しいとおっしゃっていました。33の所属のお忙しい職員の皆さんが出席して頂けるのが、一番ありがたいのですが、そうでなくても良いので、是非、希望者だけでも、会長から皆さんにお声をかけて頂いて、報酬はなしで気軽に意見交換ができるような場を、是非、設けて頂きたい。

もう1点です。私もそうですが、家族会もどんどん高齢化していきます。施策の中にも、県はこうする、ということがきちんと書かれています。本当にありがたいです。私たち、介護ボランティアをしていますが、地域は大変な状況になっています。ですから、「ボランティア力」と言いますか、地域の皆さんの力を借りて、障害者の運動を進めていかなければと思っております。さらに、この労働力不足の時に、障害者の力というのはものすごくあると思います。それをもっと汲み取って頂いて、経済的に考えてもプラスになりますし、精神障害者はまだまだ病院にたくさんいらっしゃる。外に出てきて働けるのです。そういうことを、この前、開催された県の講演会で学ばせて頂きました。よろしく願いいたします。

(議長)

御意見の内容は分かりましたので、後日、お話をさせて頂きます。

それでは、時間も経過をいたしておりまして、大変、御熱心な御意見、御質問を頂きまして、誠にありがとうございました。

それでは、「(2)その他」について、以上にさせて頂きたいと思っております。よろしいですか。

(委員)

- 承認 -

(議長)

ありがとうございました。例年になく活発な御意見、御論議を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。事務局から、「その他」について何かございますか。

(事務局)

- なし -

(議長)

それでは、以上をもちまして、第3回障害者施策推進協議会における議長の任を解かせて頂きます。ありがとうございました。

8 その他の概要

(司会)

それでは、次第の「5 その他」ですが、事務局から今後の予定と報告がございます。

(事務局)

御議論頂きました素案につきまして、本日賜った御意見等を反映しつつ、この素案につきまして、会長からもお話がありましたように、今のところ、予定では1月後半から、広く県民の方から御意見を賜るためのパブリックコメントに付したいと思っております。概ね1ヵ月の期間になろうかと思いますが、また実施日が決まりましたら、御連絡をさせて頂きたいと思っております。

この県民の方からの御意見を頂くパブリックコメントを踏まえまして、3月に第4回目の当協議会を開催したいと存じます。開催に係る御連絡はなるべく早めに、また最終案につきまして、広く御議論をして頂くためにも、早めにお出しできるように努力して参りたいと思っております。御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

(司会)

以上で、第3回山梨県障害者施策推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。